

〔平成17年 3月 8日〕  
制 定

最近改正 平成22年7月1日

目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 管理体制（第3条—第5条）
  - 第3章 教育研修（第6条）
  - 第4章 役員及び職員の責務等（第7条）
  - 第5章 保有する個人情報の取扱い（第8条—第13条）
  - 第6章 個人情報ファイル（第14条）
  - 第7章 情報処理システム及び情報処理室における安全の確保等（第15条—第21条）
  - 第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等（第22条・第23条）
  - 第9章 安全確保上の問題への対応（第24条）
  - 第10章 苦情処理及び懲戒等（第25条・第26条）
  - 第11章 監査及び点検の実施（第27条—第29条）
  - 第12章 雑則（第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、機構の業務の適性かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 二 「保有個人情報」とは、機構の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、機構の役員又は職員が組織的に利用するものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第2項に規定する法人文書（同項第3号に掲げるものを含む。以下「法人文書」という。）に記録されているものに限る。
- 三 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げ

るものをいう。

イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

四 個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

五 「研究所」とは、情報・システム研究機構組織運営規則第2条第2項の各大学共同利用機関をいう。

六 「課室等」とは、機構において、保有個人情報の事務の処理並びにこれに必要な個人情報の取扱い及び管理を担当する組織の単位をいい、当該組織の単位については、機構本部及び各研究所において別に定める。

## 第2章 管理体制

(個人情報総括保護管理者等)

第3条 機構に、総括個人情報保護管理者（以下「総括管理者」という。）1人を置き、機構長が指名する理事をもって充てる。

2 各研究所に、研究所個人情報保護管理者（以下「研究所管理者」という。）1人を置き、各研究所の管理部長、総務部長、統合事務部長及び共通事務センター長をもって充てる。

3 各課室等に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）1人を置き、各課室等の長をもって充てる。

4 個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）は、保護管理者が指名するものをもって充てる。

5 前項の規定にかかわらず、研究教育職員が保有する個人情報の管理に当たっては、当該研究教育職員を保護担当者とする。

6 機構に個人情報監査責任者（以下「監査責任者」という。）1人を置き、機構長が指名する監事をもって充てる。

(個人情報保護管理者等の任務)

第4条 総括管理者は、機構における保有個人情報保護に関する事務を総括する。

2 研究所管理者は、機構における保有個人情報保護に関する事務について総括管理者を補佐するとともに、当該研究所における保有個人情報を適切に管理する。

3 保護管理者は、当該各課室等における保有個人情報を適切に管理する。

4 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課室等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

5 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する。

(保有個人情報の適切な管理のための委員会)

第5条 総括管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、情報・システム研究機構情報公開等委員会を開催する。

### 第3章 教育研修

#### (教育研修)

第6条 総括管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括管理者は、保有個人情報を取り扱う情報処理システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報処理システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 保護管理者は、当該課室等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のため、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対して、総括管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

### 第4章 役員及び職員の責務等

#### (役員及び職員の責務等)

第7条 保有個人情報の取扱いに従事する役員及び職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 職員は法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括管理者、研究所管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

### 第5章 保有する個人情報の取扱い

#### (アクセス制限)

第8条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を考慮し、必要最小限の職員に限らなければならない。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

#### (複製等の制限)

第9条 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い、行うものとする。

- 一 保有個人情報の複製
- 二 保有個人情報の送信
- 三 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 四 その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

#### (誤りの訂正等)

第10条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

#### (媒体の管理等)

第11条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管及び施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第12条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報の取扱いの状況の記録)

第13条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

## 第6章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第14条 保護管理者は、法第11条及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第1条の規定に基づき、各課室等が保有している個人情報ファイルについて、別に定める個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 総括管理者及び研究所管理者は、前項の規定により作成した個人情報ファイル簿を機構の本部事務局及び各研究所（各研究所においては、その保有する個人情報に限る。）に備えて置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表しなければならない。

## 第7章 情報処理システム及び情報処理室における安全の確保等

(アクセス制御等の措置)

第15条 保護管理者は、保有個人情報（情報処理システムで取り扱うものに限る。以下第7章（第16条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、情報処理システムへのアクセス制御、アクセス記録、外部からの不正アクセスの防止、コンピュータウィルスによる漏えい等の防止、その処理を行う端末の限定及び端末の盗難防止等のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する措置を講ずるために、機構本部及び各研究所にそれぞれ必要な規程又は取扱い等を定めるものとする。

(入力情報の照合等)

第16条 職員は、情報処理システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行わなければならない。

(バックアップ)

第17条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じてバックアップを作成する場合には、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報処理システム設計書等の管理)

第18条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報処理システムの設計書、構成図等の法人文書について関係者以外に知られることがないように、その保管、複製又は廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

(端末の移動等)

第19条 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、情報処理システムの端末を設置する場所から外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第20条 職員は、情報処理システムの端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、その処理する端末から離れる等使用状況に応じて情報処理システムの利用停止の処理を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(入退室の管理)

第21条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報処理システムの基幹的なサーバ等の機器を設置する室等（保有個人情報を記録する媒体を保管するための室を含む。以下「情報処理室等」という。）に入室する権限を有する者を定めるとともに、入退室の記録、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講じなければならない。

2 前項に規定する情報処理室等の安全管理に関する措置を講ずるために、機構本部及び各研究所にそれぞれ必要な規程又は取扱い等を定めるものとする。

## 第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第22条 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合は、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目並びに利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合は、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認し、その結果を記録するとともに改善要求等の措置を講じなければならない。

3 保護管理者は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第23条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、個人情報の適切な管理を行う能力を有しないものを選定することがないように、必要な措置を講ずるとともに契約書に、次の各号に掲げる事項を明記し、委託先における責任者等の管理体制及び個人情報の管理の状況についての検査等必要な事項について書面で確認するものとする。

- 一 個人情報に関する秘密保持等の義務
- 二 再委託の制限又は条件に関する事項
- 三 個人情報の複製等の制限に関する事項

- 四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
  - 五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
  - 六 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項
- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

## 第9章 安全確保上の問題への対応

### (事案の報告及び再発防止措置)

- 第24条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。
- 2 保護管理者は、前項の報告を受けた場合は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるとともに事案の発生した経緯及び被害状況等を調査し、総括管理者及び当該研究所管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括管理者及び当該研究所管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 3 総括管理者は、前項の報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯及び被害状況等を機構長に速やかに報告するものとする。
- 4 当該保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 総括管理者は、当該事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

## 第10章 苦情処理及び懲戒等

### (苦情処理)

- 第25条 総括管理者は、保有個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 苦情の相談の受付等を行う窓口を機構本部及び各研究所に置く。（各研究所においては、その保有する個人情報に係るものに限る。）
- 3 苦情を受け付けたときは、関係する部課等は、苦情に関する当該保有個人情報の取扱いの状況等を迅速に調査し、適切な処置について総括管理者及び研究所管理者と協議しなければならない。
- 4 苦情の処理は、必要と認めるときは総括管理者のもとで行うものとする。
- 5 苦情の処理結果は、必要と認めるときは苦情を申し出た者に書面で通知するものとする。

### (懲戒等)

- 第26条 機構長は、法第6章に規定する行為を行った者又はこれに相当する行為を行った者について、懲戒等が相当と判断した場合は、次のとおりとする。

- 一 行為者が研究教育職員の場合は、情報・システム研究機構懲戒規程及び情報・シス

テム研究機構研究教育職員の就業の特例に関する規程に基づき行うものとする。

二 行為者が研究教育職員以外の職員の場合は、情報・システム研究機構懲戒規程に基づき行うものとする。

## 第11章 監査及び点検の実施

### (監査)

第27条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に、又は随時に監査を行い、その結果を総括管理者に報告するものとする。

2 前項の監査の実施に当たっては、情報・システム研究機構監事監査規程の定めるところによる。

### (点検)

第28条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路及び保管方法等について、定期的に、又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括管理者に報告するものとする。

### (評価及び見直し)

第29条 総括管理者は、保有個人情報の適切な管理のための措置については、前2条の規定に基づく監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

## 第12章 雑則

### (雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、開示及び訂正等その他個人情報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。